

# 岡崎市違反処理移行基準

岡崎市消防本部

## 岡崎市違反処理移行基準

平成 28 年 4 月 1 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、岡崎市消防法等違反の処理に関する要綱第 7 条に規定する消防長又は消防署長が行う違反処理の執行時期について必要な事項を定めるものとする。

### (警告への移行)

第 2 条 警告は、別表 1 に掲げる対象物に対して行う。

なお、警告書の警告事項の記載については、別表 1 に掲げる消防法令等の不備事項についてのみ記載するものとする。

### (命令への移行)

第 3 条 命令は、別表 2 に掲げる対象物に対して行う。

なお、命令書の命令事項の記載については、別表 2 に掲げる消防法令等の不備事項についてのみ記載するものとする。

### (事務)

第 4 条 違反処理の事務は、予防課において処理する。

### (雑則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、違反処理の執行に必要な事項は、消防長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から運用する。

#### 附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から運用する。

#### 附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。

#### 附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から運用する。

#### 附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から運用する。

## 警告移行基準

違反事項（根拠法条項）	警告移行対象物
甲種防火管理者の未選任（消防法第 8 条第 1 項）	甲種防火管理者未選任のもので、勧告書の交付から 3 か月以上経過しても改善が認められないもの
消防用設備等の未設置及び技術上の基準不適（消防法第 17 条第 1 項）	<p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が次に掲げるもので勧告書の交付から 3 か月以上経過しても改善が認められないもの</p> <p>(1) 設置されていないもの</p> <p>(2) (1)以外のもので、当該消防用設備等の設置義務のある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの</p>

注 「機能に重大な支障があるもの」とは、加圧送水装置の不作動や受信機の電源遮断等、未設置と同等の状態にあるもの。

備考 警告移行基準に該当しない違反であっても査察対象物ごとに用途、建物構造、防火管理等の状況を勘案し、消防長又は消防署長が必要と認めるときは警告に移行すること。

## 命令移行基準

違反事項（根拠法条項）	命令移行対象物
消防用設備等の未設置及び技術上の基準不適合（消防法第 17 条第 1 項）	<p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が次に掲げるもので勧告書の交付から 3 か月以上経過しても改善が認められないもの</p> <p>(1) 設置されていないもの</p> <p>(2) (1)以外のもので、当該消防用設備等の設置義務のある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの</p>

注 「機能に重大な支障があるもの」とは、加圧送水装置の不作動や受信機の電源遮断等、未設置と同等の状態にあるもの。

備考 命令移行基準に該当しない違反であっても査察対象物ごとに用途、建物構造、火災発生時の人命危険等の状況を勘案し、消防長又は消防署長が必要と認めるときは命令に移行すること。

違反処理のスケジュール（例）

命令移行基準該当

自動火災報知設備（全体未設置）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不備指摘				勧告書 交付				警告書 交付	履行期限 3か月		履行期限

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
命令書 交付	履行期限 3か月		催告書 交付								

改善状況を踏まえ、適時、命令移行準備（実況見分調書、質問調書の作成等）を進める。